

会 議 録

会議名称	令和4年度 目黒区特別職報酬等審議会（第3回）
日 時	令和4年11月21日（月）午後1時～午後1時40分
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員）吉岡会長、今井委員、小川委員、郡委員、松崎委員、松本委員、依田委員 （区側）区長、副区長、総務部長、総務課長、事務局
傍聴者	なし
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会（第3回）次第 第2回会議録 答申書（案）
会議次第	○審議会 1 開会 2 資料の内容説明 3 審議（質疑応答） （休憩） ----- 区長・副区長入室 ----- 4 答申文確認 5 答申 6 区長あいさつ 7 会長あいさつ 8 閉会
内容及び 主な発言	1 会長が開会を宣言した。 2 事務局から、配付資料について内容説明を行った。 3 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言） ・ 会長 それでは、審議に入る。 委員の皆様には、前回、答申案の内容について、取りまとめのご判断をいただいた。 これに基づいて、事務局には答申案の作成を指示したところだが、改めて前回審議の結論を確認する。 第1に、議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料月額については、これを据置く。また、特別給の支給月数については、一般職員の期末・勤勉手当

の引上げ月数に準拠して、年間0.10月分引上げる。

第2に、施行時期については、年度替りの4月1日施行とする。

以上のようにまとめた。

これを踏まえて、事務局には、文言の整理等、答申文としての体裁を整えていただいたところである。これから、そのポイントの説明を受けた後、答申案の結論部分を読み上げてもらう。ご確認いただいた上、ご意見を伺いたい。

(事務局からポイントの説明及び答申案の読み上げ)

・ 会長

条例の施行時期について、改めて詳細を確認したい。

→ 通例であれば、1月からの施行となるが、今回の答申案では給料月額を据え置いたこと、また本年の人事委員会勧告において、従来は3月にも支給をしていた特別給を令和5年度以降は、6月と12月の2回にすることが示されたことから、仮に1月に施行した場合、令和5年3月の特別給が支給されなくなるため、4月施行としている。

なお議案については、職員の給与改定議案が提出される第4回定例会に合わせて提出する予定である。

・ 会長

他に質問はあるか。

(委員から 「なし」の声)

・ 会長

ただ今、答申案を確認していただいた。この内容で答申案を確定させ、審議を終了したいがよろしいか。

(委員から 「異議なし」の声)

・ 会長

休憩の後、事務局にて作成した答申文の正本の写しを委員の皆さんに配付し、承認を経たうえで区長へ答申を行うこととするが、よいか。

(委員から 「異議なし」の声)

(休 憩)

(事務局 答申正本・答申写しを、会長・各委員へ配付)

----- 区長・副区長入室 -----

(再 開)

4 答申文確認

・ 会長

ただ今から審議を再開する。答申文の写しについて内容に間違いはないか。

(委員から 「なし」の声)

・ 会長

それでは、これで答申文を確定する。

5 会長から区長へ答申の伝達をし、答申文を手渡しした。

- ・ 会長

それでは、審議会を代表して一言申し上げる。

私ども各委員は、区長から諮問を受け、公共的団体等の代表者としての自覚と責任のもと、区民の信頼に応えられるよう、公平かつ客観的立場で、慎重に審議を重ねてきた。

本年、10月11日、特別区人事委員会は、各区の区長・区議会議長に対し「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。勧告の内容は、初任給及び若年層の給料月額を上げるとともに、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の支給月数を0.10月分引上げることであった。

目黒区は、歳入の大きな増が今後も見込めず、極めて厳しい財政状況の中、区長を先頭に、区議会、職員の皆様が一体となって、新型コロナウイルス感染症への対応を始めとした区政の諸課題に取り組まれているものと認識している。

私たち委員は、これらの状況を踏まえつつ、特別職や区議会議員の皆さんの職責の重要性とともに、社会経済状況、職員給与との均衡、今後の区の財政状況など、様々な要因を考慮しながら答申を取りまとめさせていただいた。

各委員からは、「月例給の引上げは若年層を対象としているため、据え置きはやむを得ない。」という意見があった一方、「特別職についても、労働者の一部であることを考えると、職責に応じてその給与は年々上げていくべき。」などの意見が出された。

ともあれ、本答申は、慎重に審議した結果であり、委員の総意に基づくものである。したがって、この内容を尊重され、実現に向け、取り組まれるよう要望する。

6 区長がお礼のあいさつを行った。

7 会長あいさつ

- ・ 会長

予定していた議事も全て終了したが、事務局からは何かあるか。

→ 当審議会委員の任期は、令和6年10月19日までである。この先、必要が生じた場合には、審議会を開催することになる。

- ・ 会長

何かご質問があれば、どうぞ。

（委員から 「なし」 の声）

- ・ 会長

それでは最後にあいさつ申し上げます。10月31日から本日まで、3回にわ

たり、非常に短期間であったが、委員の皆様には、ご多用中にも関わらず、慎重かつ熱心なご審議をいただき、答申をまとめることができた。

これも、委員の皆様のご理解と、ご尽力のたまものと感謝し、御礼のあいさつとする。

8 会長が閉会を宣言した。